破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０号
函館市昭和１丁目３番52号　高台荘　２階右
債務者　伊藤　祐二
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４号
函館市日吉町３丁目30番16―102号
債務者　砂原　智美
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
函館市桔梗町403番地199
債務者　加藤　秀行
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
函館市日乃出町５番10号　天竜コーポ
債務者　高橋　公子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
福岡県京都郡苅田町尾倉２丁目10番地１（Ｋフラット Ａ棟101）
債務者　山中　健太
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３号
北海道稚内市末広３丁目２番16―206号　市営住宅27―１
債務者　門脇　美紀
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第５１８８号
大阪市鶴見区鶴見３丁目11番30号
債務者　**德**永　愛弓
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９号
大阪府茨木市宇野辺２丁目10番４号
債務者　植谷　達也
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３９号
大阪市港区弁天４丁目９番27号　ＺＥＢＲＡⅡ　303号
債務者　長野　友和
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７６号
大阪府東大阪市岩田町３丁目９番10号　山栄ビル　402号
債務者　鷲尾　眞二
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０４号
大阪市淀川区塚本２丁目17番１号　塚本ハイツ303号
債務者　今井　益一
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６２号
大阪市住吉区長居東４丁目17番14号　コーポリベラ　403号、前住所大阪市福島区玉川２丁目13番38号　三湖苑　201号
債務者　寶永　　妙
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９０号
大阪府門真市大倉町13番16号　フローラ大倉303号
債務者　劒持　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９３号
大阪市東淀川区井高野２丁目８番35―518号
債務者　佐藤　晃己
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９６号
大阪府豊中市原田元町２丁目17番７号
債務者　池田惠美子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９７号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番３号　グリーンヒルイワキ　南棟２階218号室
債務者　坂巻　賢吾
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０６号
大阪市住之江区泉１丁目２番16号泉ハイツ４Ｅ
債務者　酒田　昌彦
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―307号（高落方）
債務者　岡筋　　進
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部